

|                                                                              |                 |     |               |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                        | 平成20年8月6日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第2部 |
| 事件番号                                                                         | 平成20年（行ケ）10024号 |     |               |
| ○ 審決認定の周知技術が開示されておらず，特許庁の進歩性の判断には前提において誤りがあるとして，拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例 |                 |     |               |

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（要旨）

本件は，原告が名称を「パチンコ機」とする発明につき特許出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁が補正を却下の上，請求不成立の審決をしたことから，その取消しを求めた事案である。

審決の理由の要点は， 上記補正に係る発明（本願補正発明）は引用例（特開平 2 - 3 0 9 9 8 5 号：発明の名称「パチンコ遊技機」，出願人 株式会社ソフィア，公開日 平成 2 年 1 2 月 2 5 日）及び周知技術に基づいて容易に発明をすることができた（特許法 29 条 2 項）から独立特許要件を欠き本件補正は却下されるべきである， 本件補正前の発明である本願発明も同様の理由で特許を受けることができない，というものである。

争点は，本願補正発明が，引用例との関係で進歩性（特許法 29 条 2 項）を有するか，等である。

本判決は，審決が挙げた周知例（甲 2 公報・甲 3 公報）及び被告が本件訴訟で追加した周知例（乙 1 公報）について検討の上，次のとおり判示して審決を取り消したものである。

「以上検討したところからすれば，審決が周知技術として認定した，「最後に可変表示を停止する可変表示部の図柄を停止した後，最終的に大当たり図柄の組み合わせを構成させるときには，前記可変表示部を，リーチ状態が成立しているライン上またはリーチ状態が成立していないライン上に一旦停止させた後，該可変表示部を，再び動作させてリーチ状態が成立しているライン上に停止させるようにすること」（審決 11 頁 8 行～ 13 行）は，甲 2 公報，甲 3 公報及び乙 1 公報には開示されていないから，上記事項が本件出願前に周知の技術であったと認めることはできない。

したがって，上記周知技術の存在を前提として本願補正発明は容易想到とした審決は，前提において誤りがあるといわざるを得ない。」